第96号議案

長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部改正について

長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年長岡京市条例第11号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏ま え、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書に基づき、報酬等の基準 が示されたことから、消防団員の処遇改善及び地域の防災力の充実を図るた め、条例の一部を改正する必要があるので提案する。 長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

	A C MILLOR AT DAY ONITO 1 - HIS C DOTTON ONITO 1
長岡京市消防団員の定員、任免、給与、胴	服務等に関する条例(昭和40年長岡京市条例
第11号)の一部を次のように改正する。	
) 改正後	改正前

第4条 【略】

(休団)

- 第4条の2 団員は、やむを得ず消防団活 動に従事することができない場合は、3 年を超えない範囲で、団員の身分を有し たまま職務を休止(以下「休団」という。) をすることができる。
- 2 団員が休団しようとするとき又は休団 している団員が職務に復帰しようとする ときは、あらかじめ任命権者の承認を受 けなければならない。
- 3 休団している団員には、休団の期間中、 報酬を支給しない。

(退職)

第4条の3 団員は、退職しようとする場 合は、あらかじめ文書をもつて任命権者 に願い出て、その許可を受けなければな らない。

(分限)

第5条 【略】

- 2 団員は、次の各号のいずれかに該当す るに至つたときはその身分を失う。
 - (1) 第4条第3号を除く各号のいずれか に該当するに至つたとき。

(2) 【略】

(懲戒)

第6条 【略】

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動 し、職務に従事するものとする。ただし、 招集を受けない場合であつても、災害(水 火災又は地震等の災害をいう。以下同 じ。) の発生を知つたときは、あらかじ

第4条 【略】

【加える】

【加える】

(分限)

第5条 【略】

- 2 団員は、次の各号のいずれかに該当す るに至つたときはその身分を失う。
 - (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに 該当するに至つたとき。

(2) 【略】

【加える】

第6条 【略】

【加える】

第8条 団員は、団長の招集によって出動 し、職務に従事するものとする。ただし、 招集を受けない場合であつても、水火災 その他の災害の発生を知つたときは、あ らかじめ指定するところに従い直ちに出

改正後

め指定するところに従い直ちに出動し、 職務に従事しなければならない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を 他に漏らしてはならない。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出 動報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給す る。ただし、団員となつた当月分から支 給し、退職又は失職の月の当月分まで支 給する。

団長 年額 142,500円 副団長 年額 99,000円 分団長 <u>年額</u> <u>70,500円</u> <u>副分団長</u> <u>年額</u> <u>45,500円</u> 班長 年額 37,000円 団員 年額 36,500円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従 事する場合においては、次により出動報 酬を支給する。

災害の場合 1日につき 8,000 円以内

警戒の場合 1日につき 4,000 円以内

訓練の場合 1日につき 4,000 円以内

(費用弁償)

改正前

勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員は、職務上知りえた秘密を 他にもらしてはならない。

(報酬)

第12条 団員には、次の報酬を支給する。 ただし、団員となった当月分から支給し、 退職又は失職の月の当月分まで支給す る。

> 団長 年額 218,000円 <u>副団長 年額 172,000円</u> 分団長 年額 120,000円 副分団長 年額 84,000円 班長 年額 73,000円 団員 年額 54,000円

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合 第13条 団員が、水火災、警戒、訓練等

改正後	改正前
<u>の費用弁償は、職員等の旅費に関する条</u>	の職務に従事する場合においては、次に
例(昭和32年長岡京市条例第9号)の	より費用弁償を支給する。
例により支給する。	<u> 水火災の場合 1回につき 3,000</u>
	<u>円以内</u>
	<u>警戒の場合</u> 1回につき 3,000 円以内
	<u>訓練の場合 1回につき 2,000</u> <u>円以内</u>
	<u> 賄費用 1回につき 1,000円以内 (ただし、必要とするとき)</u>
【削る】	2 前項の場合を除き、団員が公務のため 旅行した場合の費用弁償は、職員等の旅 費に関する条例(昭和32年条例第9号) により支給する。
<u>2</u> 【略 項の繰上げ】	<u>3</u> 【略】 (退職)
【削る】	<u> </u>
	は、あらかじめ文書をもつて任命権者に
	願出、その許可を受けなければならない。
<u>第15条</u> 【略 条の繰上げ】	第16条 【略】

この条例は、令和5年4月1日から施行する。